

様式第1号（第2条関係）

2024年7月29日

滋賀県知事 様

病院所在地 滋賀県長浜市宮前町14番7号

病院名 長浜赤十字病院

管理者名 楠井 隆



滋賀県災害拠点精神科病院指定申請書

滋賀県災害拠点精神科病院として指定されるよう、滋賀県災害拠点精神科病院指定要領第2条の規定により、添付書類を添えて申請します。

<添付書類>

(別紙) 滋賀県災害拠点精神科病院指定要件確認表

- ①DPAT 養成研修等修了者一覧表
- ②業務継続計画
- ③研修・訓練計画および実績がわかる資料
- ④施設図面
- ⑤通信手段の種類と番号
- ⑥入力訓練実施計画および実績
- ⑦協定書

(別紙) 滋賀県災害拠点精神科病院指定要件確認表

○：実施・整備済、△：一部実施・一部整備済、×：未実施・未整備

	指定要件	確認	病院の状況	添付書類
1	24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	○	救命救急センターで対応。臨時災害対策本部が救命救急センターに設置される。役割もBCPに従って決まっている。	
2	災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システムなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの精神科医療の必要な患者の搬送先として患者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点精神科病院と被災地外の災害拠点精神科病院とのヘリコプターによる患者、医療物資等のピストン輸送等を災害派遣医療チーム(DMAT)と協力して実施できる機能を有していること。	○	精神科救急医療体制から災害医療体制に移行し、救命センターでの受け入れ体制となる。 ヘリポートあり	
3	災害派遣精神科医療チーム(DPAT)を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の精神科医療機関のDPATその他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。	○	DPATの隊数：1隊 受援チームの待機場所：有 大会議室 対応の担当者：災害対策本部 外部連絡調整 社会課 責任者：塩見副院長	①
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号)に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること。	○	指定病院(令和5年4月1日)	
5	被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること。	△	策定日：平成31年2月1日 改定日：令和5年3月29日 改訂日：令和6年3月26日	②
6	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。	○	実施日 (1) 令和5年5月27日 (2) 令和5年10月14日 (3) 令和5年8月10日 (4) 令和6年6月1日 (5) 令和6年11月30日予定	③

			<p>参加者</p> <p>(1) 院内49名</p> <p>(2) 院内170名 看護学生63名</p> <p>(3) 院内30名</p> <p>(4) 院内40名</p> <p>(5) 院内例年通り開催予定</p> <p>内 容</p> <p>(1) (4) 本部運営訓練</p> <p>(2) (5) 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震</p> <p>(3) こころのケア研修</p>	
7	地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること。	○	<p>実施日：令和6年6月15日</p> <p>内 容：第28回日本赤十字社第4ブロック合同災害救護訓練</p>	③
8	病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。	○	<p>病 室： 35室（精神病床数70床）</p> <p>保護室： 4室</p> <p>診察室： 4室</p> <p>検査室： 1室</p> <p>レントゲン室：3室</p> <p>患者多数発生時に対応可能なスペース：デイルーム</p> <p>簡易ベッド等の備蓄スペース：備蓄倉庫</p>	④
9	診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。	○	全ての建物が耐震構造	
10	災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保するとともに、非常時に使用可能なことを検証しておくこと	○	<p>自家発電機の保有：有</p> <p>自家発電機の設置場所：建物2階</p> <p>自家発電機の発電容量：1200KVA+84KVA</p>	
11	適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること	○	<p>受水槽の保有：有</p> <p>容量：1日分</p> <p>停電時にも利用可能な井戸設備：有</p> <p>優先的な給水協定の締結：無し</p>	
12	衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段を保有していること	○	<p>衛星電話4台（固定1台 携帯3台）</p> <p>うち衛星回線インターネットが利用できる環境4台</p>	⑤
13	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えとともに、情報を入力する複数の担当者	○	<p>EMISへの参加：有</p> <p>情報を入力する担当者：社会課、DMAT 隊員、事務当直</p>	⑥

	を事前に定め、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと		EMIS入力の研修・訓練：令和6年6月1日、令和5年10月14日実施	
14	被災地における自己完結型の医療に対応できる携帯型の応急用医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること	○	応急用医療資機材：3日分 応急用医薬品：3日分 テント：8張り 発電機：8台 飲料水：3日分 食料：3日分 生活用品：簡易トイレ3日分、寝袋	
15	トリアージ・タグを有すること	○	トリアージ・タグ：有	
16	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。	○	食料：3日分 飲料水：3日分 医薬品：3日分 医薬用ガス：3日以上	
17	食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。	○	災害時の応援協定 ・株式会社光洋 ・フジノ食品株式会社 ・山大商事株式会社	⑦
18	近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況について情報を把握しておくことが望ましい。	○	長浜市地域防災計画：長浜市神照運動公園にヘリポート設置	
19	被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと。	○	院外特に無し 院内待機観察エリア	④
20	DPAT先遣隊等の派遣に必要な緊急車両を有することが望ましい。 その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること	△	備蓄倉庫に保管 発電機は毎月点検 テントは年1回使用し点検 DPAT専用車両無し DPAT専用衛星電話無し（今後整備予定）	
21	広域搬送が必要な精神疾患を有する患者のための一時的避難所を運営するに当たり、受け入れ想定患者数に見合った水、食料、医薬品等の備蓄も行うこと。	△	順次備蓄食糧の追加購入を予定	